



NO. 255

2014. 9. 15

社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会  
大阪市天王寺区東高津町12-10  
大阪市立社会福祉センターB1F  
発行責任者 小泉 いと子  
TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623  
<http://city-osaka-ikuseikai.or.jp>  
定価 10円

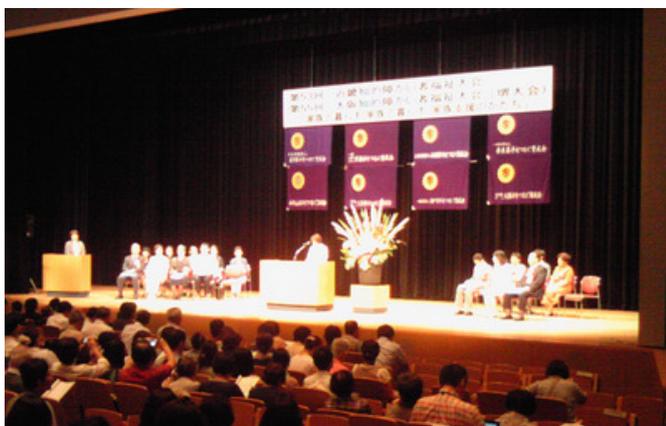
大阪市手をつなぐ育成会 法人理念

障がいのある人が 安心して 心豊かに すごせるように

第53回近畿知的障がい者福祉大会に参加して

港育成園支部 山元 清

去る平成26年8月24日(日)に堺市にある国際障害者交流センター(ビック・アイ)にて「家族と暮らす、家族で暮らす、家族支援のかたち」をテーマに近畿知的障がい者福祉大会が開催されました。当日は雨が降ったり止んだりしたあいにくの天気でしたが、会場いっぱいの参加者がありました。



大会は開催宣言の後、主催者側のあいさつに始まり大阪府知事、堺市長の祝辞(どちらも代読)、障がい者問題について貢献された方々への「大阪手をつなぐ賞」の授与がありました。その後、中央情勢報告として「家族支援の視点から」をテーマに内閣府障害者政策委員会委員の田中正博さんよりお話がありました。

ここ数年障がい者を取り巻く法制度が目まぐるしく変わりました。障害者自立支援法施行後、政権交代により障害者自立支援法を見直す検討がなされ、障害者総合福祉法の骨格提言を経て、改正された障害者総合支援法が平成25年から施行されることとなりました。平成25年4月施行分については、障がい者の範囲が拡大され難病等の追加がありました。平成26年4月施行分については検討会の中でいくつかの課

題が検討されました。

一つ目は重度訪問介護の対象拡大です。現行の重度の肢体不自由者に加え、重度の知的・精神障がい者に対象を拡大するため、具体的な対象範囲や、事業者の指定基準、報酬の在り方等を検討しました。

二つ目はケアホームとグループホームの一元化等です。事業者の指定基準や報酬の在り方等とともに、外部サービス利用規制の見直しやサテライト型住居の創設についても検討しました。

三つ目は付帯決議で指摘された小規模入所施設等を含む地域における障がい者の居住の支援等の在り方について検討しました。

その結果、一つ目の重度訪問介護の対象拡大は、現行の重度の肢体不自由者に加え、行動障がい者を有する者に対象を拡大する事を平成26年4月1日より施行しています。

二つ目のケアホームとグループホームの一元化等では、一元化後のグループホームでは、介護を必要とする者と必要としない者が混在として利用する事となり、また、介護を必要とする者の数も一定ではないことから、全ての介護サービスを当該事業所の従業員が提供するという方法は必ずしも効率的ではないと意見がだされました。

三つ目の地域における障がい者の居住の支援等の在り方については、各団体からヒアリングが行われました。

その次に、育成会家族支援プロジェクト委員である東野弓子さん、特定非営利活動法人ぴーすの理事長である小田多佳子さん、堺市障害施策推進課主幹兼相談支援係長である森繁樹さんの3名の講演者による鼎談(ていだん)がありました。

内容は、主に家族支援ワークショップ実践マニュアルを作成して、障がい児・者とその家族が地域、社会で充実した生活ができるように環境を整え、福祉の増